

庁 達 第 1 号

平成23年2月28日

各 部 室 長 様

副市長 山 田 厚

統一地方選挙における職員の服務規律の確保について

来る4月10日及び24日は、統一地方選挙が行われる予定であるが、地方公務員は、行政の中立的運営の確保とこれに対する市民の信頼の維持という目的により、地方公務員法により政治的行為が制限され、さらに公職選挙法により地位利用による選挙運動等が禁止されている。

この度の選挙に当たっても、市職員がこれらの規定に違反して責任を問われ、あるいは、これらの規定に違反しているがごときの疑惑を招くことのないよう服務規律の確保に格段の配慮をするとともに、所属職員に対してこの旨周知徹底を図られたい。

上記命により通達する。